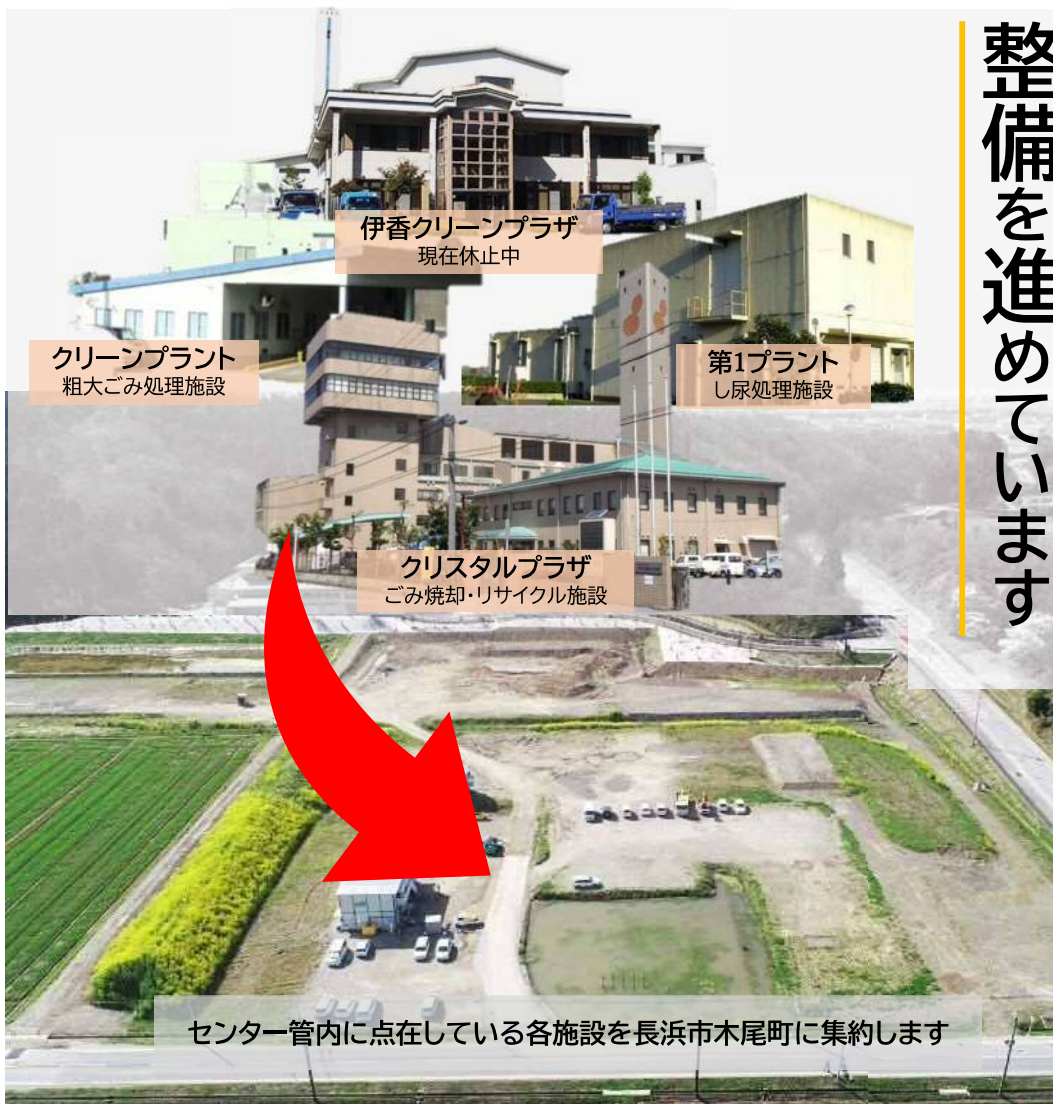


湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備運営事業



湖北広域行政事務センターでは
新しい一般廃棄物処理施設の
整備を進めています



新しい施設の**利用開始**は以下のとおりです。

汚泥再生処理センター 令和**7**年**10**月 供用開始

※現在の第1プラントが移転

熱回収施設 令和**10**年**4**月 供用開始

※現在のクリスタルプラザ・伊香クリーンプラザが移転

リサイクル施設 令和**10**年**4**月 供用開始

※現在のクリーンプラント・伊香クリーンプラザが移転

新一般廃棄物処理施設整備運営事業 事業スケジュール

センターでは、令和元年度に新施設の整備基本計画を策定し、施設を建てるうえで、必要な基本条件等(計画処理量、処理方式等)を定め、処理設備等の計画を定めました。また、事業方式の検討を行い、本事業では、PFI手法の BTO*方式で実施することに決定しました。令和3年度には、施設基本設計の内容をふまえ、発注仕様書(要求水準書)のとりまとめを

行いました。今年度は、本事業を実施する事業者の選定を行います。次年度以降のスケジュールは以下のとおりで、設計・建設期間は令和5年度からの5年間、運営期間は令和 27 年度までの 20.5 年間です。

*BTO 方式…PFI 事業者が施設を建設(Build)し、その後施設の所有権を公共に移転(Transfer)したうえで、PFI 事業者が施設を維持管理、運営(Operate)する方式 です。

新一般廃棄物処理施設整備運営事業 全体事業スケジュール(概略)

年度	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
全体	事業者選定	用地造成						
汚泥再生処理センター	今年度手続き	実施設計	工事着工	建設工事	試運転	供用開始	運営管理(20.5年)	
熱回収施設		実施設計	工事着工	建設工事	試運転	供用開始	運営管理(18年)	
リサイクル施設		実施設計	工事着工	建設工事	試運転	供用開始	運営管理(18年)	
現焼却施設解体撤去							解体撤去工事	

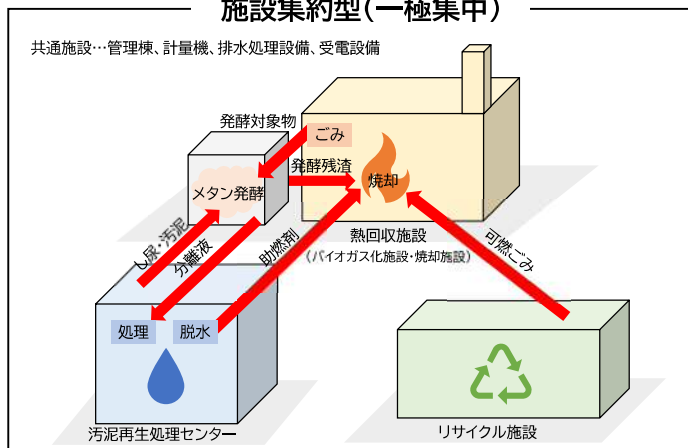
新施設(熱回収施設・汚泥再生処理センター・リサイクル施設)の概要

新施設は、焼却施設、バイオガス化施設、リサイクル施設、汚泥再生処理センターの各施設を同一敷地内に一括整備することにより、施設間連携を図った総合的な処理システムを構築し、地域に新しい価値を創出します。

新施設の基本概念(5つのコンセプト)

- 1 快適性** 環境保全に配慮した安心な施設
- 2 機能性** 安全で安定的な稼働ができる施設
- 3 環境性** 循環型社会形成に貢献できる施設
- 4 好感性** 市民に親しまれる施設
- 5 効率性** 経済性に配慮した施設

施設集約型(一極集中)

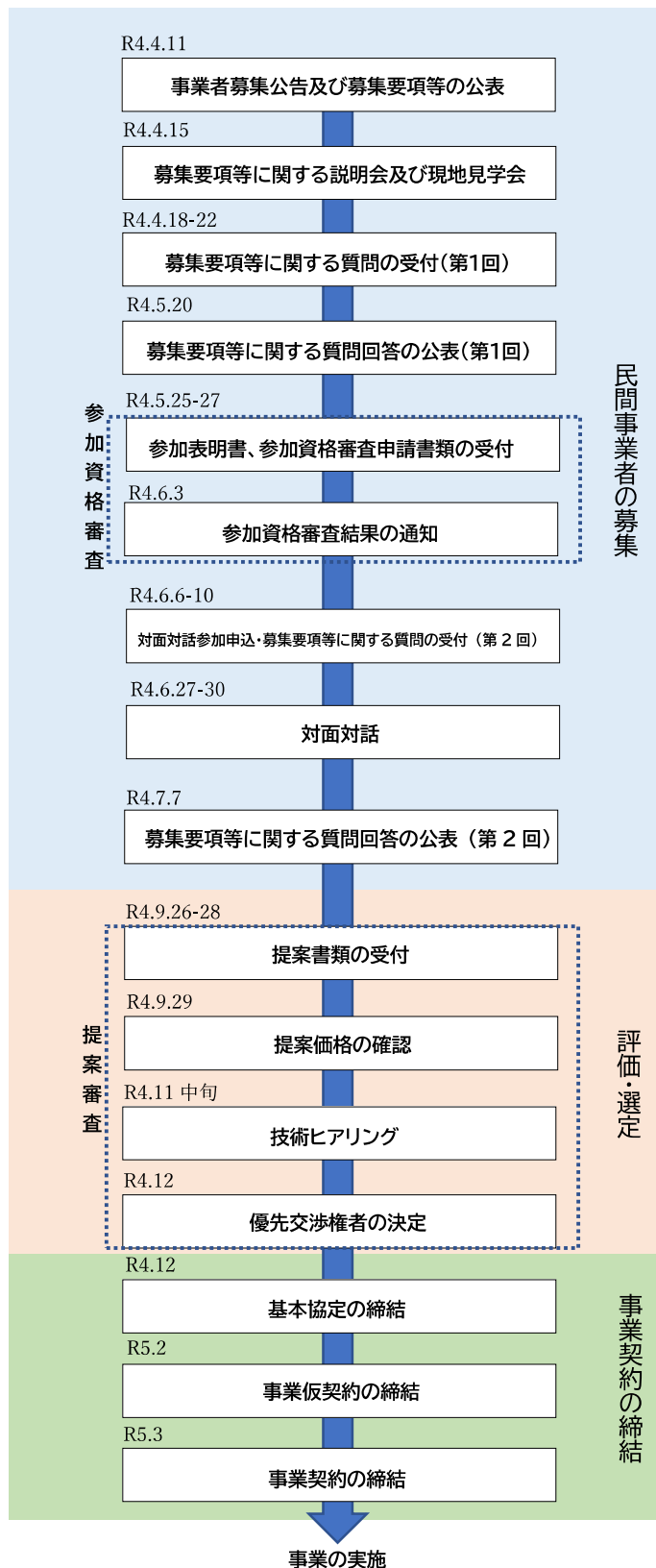


一極集中によるメリット

- | 焼却×バイオガス | 汚泥再生×熱回収 | リサイクル×熱回収 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット・クレーンの共通化 ・売電収入の増加 ・排ガスの削減 ・焼却施設のボイラの蒸気をバイオガス化施設の加温に利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・助燃剤の運搬の効率化 ・下水放流量の低減 ・希釈水量の低減 ・し尿汚泥をバイオガス化施設で処理し、バイオガス量が増加 | <ul style="list-style-type: none"> ・破碎可燃物の運搬の効率化 ・人員の集約化 ・受電設備を共通化することによる買電電力量の低減 |

新一般廃棄物処理施設整備運営事業 事業者の選定について

(事業者選定の流れ)



1. 事業者選定について

基本的な考え方

本事業では、施設の設計・建設、維持管理・運営等の各業務を通じて、民間事業者の幅広い技術・ノウハウ及び価格を総合的に評価して選定する必要があることから、本事業の事業者選定では公募型プロポーザル方式を採用しました。

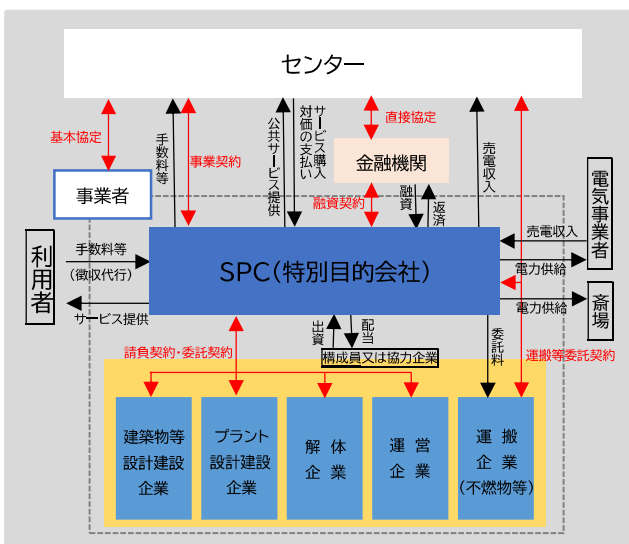
事業者選定の体制

公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とし、事業者の選定を公正かつ適正に実施するために選定委員会を設置し、審査を行います。

事業者選定委員会の予定・内容

開催日程	選定委員会	内容
令和4年10月	第3回選定委員会	資格審査の結果報告、基礎審査の結果報告、提案審査、ヒアリング打合せ
令和4年11月	第4回選定委員会	技術ヒアリング
令和4年12月	第5回選定委員会	優先交渉権者の決定、審査講評(案)
令和5年1月	第6回選定委員会	客観的評価の公表

2. 契約の形態(事業スキーム)



3. これまでの経過

令和3年4月15日 実施方針の策定見通し(PFI法第15条)

令和4年1月11日 実施方針の公表(PFI法第5条)

本事業をPFI事業のBTO方式にて実施すること、また民間事業者の選定に関する方針を定め、公表。

令和4年3月30日 特定事業の選定(PFI法第7条)

これまでのPFI導入に関する各種検討結果、VFM※を勘案し、本事業を特定事業として実施することが適当であると判断し、その結果を公表。

※VFM…PFI事業において、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。